

レポート・論文の剽窃（盗用）行為への注意

定期試験に代えて実施されるレポートや論文において、剽窃あるいは、剽窃を助ける行為が明らかになった場合、不正行為をみなし、通常の定期試験における処分と同様の、厳しい処分の対象となる場合があります。以下の文章をよく読み、課題に取り組んでください。

授業の課題として課せられるレポートや論文を作成する際に、他人の文章（書籍・論文・Web ページ等）をそのまま無断で借用したり、他の学生が作成した文章を自分の文章であるかのようにみせかけたりする剽窃（盗用）行為は、大学全体として禁じられています。また、生成系 AI 等によって作成された文章も同様です。

文学部では、大学が示したガイドラインを踏まえ、以下のようにルールを定めていますので、学生諸君は、よく注意してレポートや論文を作成するようにしてください。

① 剽窃（盗用）行為は社会的に許されない行為

剽窃行為は、他人の学問的業績を無断で借用することであり、学問のルールに反するだけでなく、場合によっては他人の著作権を侵害する犯罪行為にもなる社会的に許されない行為です。

② 剽窃（盗用）行為とみなされる事例

次のような行為は、剽窃（盗用）とみなされます。また、これに類似した行為や剽窃を助ける行為（レポート等のひな形を作成して他人に見せること等）も同様です。

- 活字媒体（書籍・雑誌・新聞等）や Web サイト等に掲載された他人の文章（無署名であっても）や資料等について、出典を示さずに、そのまま使ったり前後関係や語句を若干変更した程度でレポート・論文を作成したりすること。
- 引用した部分を具体的に示さず、レポート・論文の最後に「〇〇参照」などと簡単に触れるにとどめること。
- 他人・生成系 AI 等が作成した文章をそのまま、あるいは前後関係や語句を若干変更するなどして、あたかも自分が作成したかのごとくみせかけてレポート・論文を作成すること。

③ 剽窃（盗用）行為は処分の対象

以上のような、剽窃あるいは剽窃を助ける行為が明らかになった場合、不正行為とみなし、処分の対象になります。また、定期試験に代えて実施されるレポートや論文の場合、定期試験での不正行為（カンニング）と同様の処分（当該科目は「F」評価、その他の当該期登録科目は履修取消、および停学処分等）の対象となることがあります。

以 上